

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

☆ 大阪南消防組合 ☆

☆ 議会定例會議案書 ☆

☆ 令和6年第1回 ☆

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

(令和6年2月9日)

日 程 表

令和6年2月9日 定例会

日程	議案等番号	議 案 等 名	ページ
第 1	選挙第 1 号	議長の選挙について	1
第 2		会議録署名議員の指名について	
第 3		会期の決定について	
第 4	選挙第 2 号	副議長の選挙について	2
第 5	議員提出議案第 1 号	大阪南消防組合議会会議規則の全部改正について	3
第 6	議員提出議案第 2 号	大阪南消防組合議会運営委員会条例の制定について	29
第 7	議員提出議案第 3 号	大阪南消防組合議会傍聴規則の制定について	35
第 8	選任第 1 号	議会運営委員会委員の選任について	39
第 9	報告第 1 号	専決処分報告について「職員の給与に関する条例の一部改正について」	40
第 10	議案第 1 号	財産の取得について	50
第 11	議案第 2 号	消防功労者表彰の推薦について	52
第 12	議案第 3 号	大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	54
第 13	議案第 4 号	大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	55
第 14	議案第 5 号	職員の給与に関する条例の一部改正について	63
第 15	議案第 6 号	大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について	69
第 16	議案第 7 号	大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について	71

第 17	議案第 8 号	職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正について	7 5
第 18	議案第 9 号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について	7 7
第 19	議案第 10 号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	7 9
第 20	議案第 11 号	職員の旅費に関する条例の一部改正について	8 1
第 21	議案第 12 号	職員の定年等に関する条例の一部改正について	8 6
第 22	議案第 13 号	消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正について	8 8
第 23	議案第 14 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	9 1
第 24	議案第 15 号	監査委員に関する条例の一部改正について	9 4
第 25	議案第 16 号	大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	9 6
第 26	議案第 17 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	9 8
第 27	議案第 18 号	財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について	100
第 28	議案第 19 号	大阪南消防組合手数料条例の一部改正について	102
第 29	議案第 20 号	大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について	107
第 30	議案第 21 号	大阪南消防組合情報公開条例の一部改正について	109
第 31	議案第 22 号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	111
第 32	議案第 23 号	大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部改正について	113
第 33	議案第 24 号	大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部改正について	116

第 34	議案第 25 号	大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について	118
第 35	議案第 26 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	120
第 36	議案第 27 号	大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について	122
第 37	議案第 28 号	令和 5 年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第 3 号)	別冊
第 38	議案第 29 号	令和 6 年度大阪南消防組合一般会計予算	別冊
第 39		一般質問について	

選挙第 1 号

議長選挙について

議長選挙を行うものとする。

令和 6 年 2 月 9 日提出

大阪南消防組合議会
臨時議長 千福清英

当選

笠原由美子

選挙第 2 号

副議長選挙について

副議長選挙を行うものとする。

令和 6 年 2 月 9 日提出

大阪南消防組合議会
議長 笠原由美子

当選

尾崎 哲哉

大阪南消防組合議会会議規則の全部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び大阪南消防組合議会会議規則第12条の規定により提出する。

令和6年2月9日

大阪南消防組合議会
議長 笠原由美子 様

提出者	大阪南消防組合議会議員	千 福 清 英
賛成者	大阪南消防組合議会議員	草 尾 勝 司
	〃	丹 羽 実
	〃	峯 弘 之
	〃	河 井 計 実
	〃	西 田 いく子
	〃	尾 崎 哲哉
	〃	三 島 克 則
	〃	中 村 保 治
	〃	沼 元 彩 佳
	〃	片 山 敬 子
	〃	浅 岡 正 広
	〃	西 川 宏
	〃	峯 満 寿 人
	〃	奥 山 渉
	〃	笠 井 喜 世 子
	〃	畠 謙 太 朗

議員提出議案第 1 号

大阪南消防組合議会会議規則の全部を改正する規則の制定について

大阪南消防組合議会会議規則の全部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合議会規則第 号

大阪南消防組合議会会議規則

大阪南消防組合議会会議規則（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合議会規則第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第42条）
- 第6節 秘密会（第43条・第44条）
- 第7節 発言（第45条—第61条）
- 第8節 表決（第62条—第72条）
- 第9節 公聴会及び参考人（第73条—第79条）
- 第10節 会議録（第80条—第84条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第85条—第89条）
 - 第2節 調査（第90条—第96条）
 - 第3節 秘密会（第97条・第98条）
 - 第4節 発言（第99条—第109条）
 - 第5節 委員長及び副委員長の互選（第110条・第111条）
 - 第6節 表決（第112条—第121条）
- 第3章 請願（第122条—第126条）
- 第4章 辞職（第127条・第128条）
- 第5章 規律（第129条—第137条）
- 第6章 懲罰（第138条—第142条）
- 第7章 協議又は調整を行うための場（第143条）
- 第8章 議員の派遣（第144条）

第9章 補則（第145条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参考）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席又は遅刻する場合は、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。

2 議員は、出産のため欠席する場合は、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

（連絡所の届出）

第3条 議員は、住所のほかに連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を行わないで会議に諮つて議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮って決める。

3 会議時間変更の動議については、議長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

4 会議中又は会議の休憩中において、第1項に規定する閉議時刻を経過したときは、会議時間が延長されたものとみなす。

5 会議の開始は、職員をもって案内する。

(休会)

第10条 大阪南消防組合（以下「組合」という。）の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場にいる議員又は議員の住所（住所のほかに連絡所の届出をした者については、当該届出の連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を添え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者（提出者を含む。以下同じ。）とともに、その他のものについては2人以上の賛成者とともに署名又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

- 2 大阪南消防組合議会運営委員会（以下「委員会」という。）が議案を提出しようとするときは、その案を添え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を添え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が署名又は記名押印し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに署名又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合

したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮って決める。

(事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき、又は会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を求めようとするときは、提出者又は請願者（請願者が数人いる場合は、その代表者）から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要と認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を行わないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して、会議を開くことができる。

- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、

散会を宣告する。

- 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を行わないで会議に譲って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣言)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

- 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次投票用紙を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

- 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効又は無効を区別し、当該当選人の任期中、
関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣
告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括
して議題とすることができます。ただし、出席議員2人以上から異議が
あるときは、討論を行わないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職
員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議
員の質疑があるときは、質疑を行う。

2 前項における提出者の説明は、討論を行わないで会議に諮って省略
することができる。

3 議長は、人事案件については、前2項の規定にかかわらず、会議に宣
告することにより、質疑及び討論を省略することができる。ただし、出
席議員2人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮つ
て決める。

(修正案の説明)

第38条 質疑が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(修正案に対する質疑)

第39条 議員は、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に
対して、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第40条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結

の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第41条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第42条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第43条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第44条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第45条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇して、又は議長の指定する場所においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第46条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は、効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第47条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 3 発言の通告をしない者が2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先に挙手したと認める者から指名する。

(討論の方法)

第48条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第49条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論を行ったときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復すことができない。

(発言内容の制限)

第50条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるとときは、注意し、なお従わない場合には、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第51条 質疑は、1議員が同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第52条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第53条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直

ちに処理する必要のあるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるとときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第54条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第55条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第56条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第57条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第58条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

- 2 前項の同意については、議長は、討論を行わないで会議に諮らなければならない。
- 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるとときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第59条 質問については、第51条及び第55条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第60条 発言した議員は、その会期中に限り、議長の許可を得て発言を取り消し、又は発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第61条 管理者その他の関係機関が質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第62条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第63条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第64条 表決には、条件を付けることができない。

(举手による表決)

第65条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を举手させ、举手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が举手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第66条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第67条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、

問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第68条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第69条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第70条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、挙手の方法で表決を探らなければならない。

(表決の順序)

第72条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を探る。ただし、表決の順序については出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を探る。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第73条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第74条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらか

じめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。

(公述人の決定)

第75条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならぬ。

(公述人の発言)

第76条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

- 2 公述人の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超える、又は公述人に不穏當な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第77条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第78条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第79条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 前3条の規定は、参考人について準用する。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第80条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した職員の職氏名
- (5) 説明のため議場に出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸般の報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音機によって録音する。

(会議録の配布)

第81条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

(会議録に掲載しない事項)

第82条 前条の会議録には、秘密会の議事、議長が取消しを命じた発言及び第60条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第83条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第84条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第85条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席等の届出)

第86条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席又は遅刻する場合は、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。

2 委員は、出産のため欠席する場合は、出産の予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

(会議中の委員会の禁止)

第87条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第88条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第89条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第2節 調査

(議題の宣告)

第90条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(所管事務等の調査)

第91条 委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等を文書をもって議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(委員の派遣)

第92条 委員会は、調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第93条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第94条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第95条 委員会は、事件の調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第96条 委員会は、閉会中もなお調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第97条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第98条 秘密会の議事は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第99条 発言は、全て委員長の許可を得た後でなければすることがで

きない。

(委員の発言)

第100条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第101条 発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第102条 委員会は、調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第103条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならぬ。ただし、討論したときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第104条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第105条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるのでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第106条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第107条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第108条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第109条 発言した委員は、委員長の許可を得て、発言を取り消し、又は訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第110条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票を行う。

- 2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。
- 3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。
- 4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。
- 5 委員会は、委員中に異議がないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。
- 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人

と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第111条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方
法については、第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第112条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題
を宣告する。

(不在委員)

第113条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができ
ない。

(条件の禁止)

第114条 表決には、条件を付けることができない。

(举手による表決)

第115条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を
举手させ、举手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が举手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対し
て出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票
で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第116条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求
があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、
いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第117条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票
を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならな
い。

(無記名投票)

第118条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、

問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第119条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第120条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第121条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、举手の方法で表決を採らなければならない。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第122条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

(紹介議員の取消し)

第123条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介を取り消そうとするときは、議長の承認を要する。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては議会の承認を要する。

(請願文書表の作成及び配布)

第124条 議長は、請願を受理したときは、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(紹介議員の説明)

第125条 議長は、審議のために必要があると認めたときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第126条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

第4章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第127条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を行わないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第128条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

第5章 規律

(品位の尊重)

第129条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第130条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議の妨げになるものの着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由によ

り議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第131条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第132条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第133条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第134条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第135条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならぬ。

(許可のない登壇の禁止)

第136条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第137条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を行わないで会議に諮って定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第138条 懲罰の動議は、文書をもって法第135条第2項の規定による所定の発議者が署名又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第44条第2項又は第98条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(戒告又は陳謝の方法)

第139条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第140条 出席停止は、1日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第141条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第142条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第143条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第144条 法第100条第13項の規定による議員の派遣については、議長が決定する。

- 2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第145条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第143条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	組合の課題、議会の運営等について協議を行う。	全議員	議長

大阪南消防組合議会運営委員会条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び大阪南消防組合議会
会議規則第12条の規定により提出する。

令和6年2月9日

大阪南消防組合議会
議長 笠原由美子 様

提出者	大阪南消防組合議会議員	千 福 清 英
賛成者	大阪南消防組合議会議員	草 尾 勝 司
	"	丹 羽 実
	"	峯 弘 之
	"	河 井 計 実
	"	西 田 いく子
	"	尾 崎 哲哉
	"	三 島 克 則
	"	中 村 保 治
	"	沼 元 彩 佳
	"	片 山 敬 子
	"	浅 岡 正 広
	"	西 川 宏
	"	峯 満 寿 人
	"	奥 山 渉
	"	笛 井 喜 世 子
	"	畠 謙 太 朗

議員提出議案第 2 号

大阪南消防組合議会運営委員会条例の制定について

大阪南消防組合議会運営委員会条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合議会運営委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第109条第1項及び第9項の規定に基づき、議会運営委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議会に議会運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の定数)

第3条 委員会の委員の定数は、8人とする。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の任期の起算)

第5条 委員の任期は、選任の日から起算する。

(委員の選任)

第6条 委員の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

(委員長の議事整理権及び秩序維持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第12条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査をすべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は事故若しくはこれらの者に従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、管理者、副管理者、消防長、公平委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のための出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第20条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において法、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるとときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(記録)

第22条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、委員会について必要な事項に関して

は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例施行の際、最初に選任された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、9箇月間とする。

(大阪南消防組合議会常任委員会設置条例の廃止)

3 大阪南消防組合議会常任委員会設置条例（昭和41年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第40号）は、廃止する。

大阪南消防組合議会傍聴規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び大阪南消防組合議会会議規則第12条の規定により提出する。

令和6年2月9日

大阪南消防組合議会
議長 笠原由美子 様

提出者	大阪南消防組合議会議員	千 福 清 英
賛成者	大阪南消防組合議会議員	草 尾 勝 司
	〃	丹 羽 実
	〃	峯 弘 之
	〃	河 井 計 実
	〃	西 田 いく子
	〃	尾 崎 哲哉
	〃	三 島 克 則
	〃	中 村 保 治
	〃	沼 元 彩 佳
	〃	片 山 敬 子
	〃	浅 岡 正 広
	〃	西 川 宏
	〃	峯 満 寿 人
	〃	奥 山 渉
	〃	笛 井 喜 世 子
	〃	畠 謙 太 朗

議員提出議案第 3 号

大阪南消防組合議会傍聴規則の制定について

大阪南消防組合議会傍聴規則を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合議会規則第 号

大阪南消防組合議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の定員は、10人とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならぬ。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、リボン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の電源を切ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第292条において準用する第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選任第1号

議会運営委員会の委員の選任について

大阪南消防組合議会運営委員会委員を次のとおり選任する。

令和6年2月9日提出

大阪南消防組合議会
議長 笠原由美子

議会運営委員会

委員 丹羽 実
委員 西田 いく子
委員 浅岡 正広
委員 西川 宏
委員 奥山 渉
委員 笠井 喜世子
委員 畑 謙太朗
委員 千福 清英

報告第1号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和6年2月9日提出

即日承認

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

専決第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について

専決第4号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月26日専決

柏原羽曳野藤井寺消防組合

管 理 者 富 宅 正 浩

柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第19号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給)」を付する。

第4条の2に見出しとして「(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)」を付する。

第22条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1項関係）

職員 の区 分	職員の 等級 号給	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	特2等 級	特1等 級
		給料月 額							
再任		円	円	円	円	円	円	円	円
用職	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
員以	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
外の	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
職員	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600

20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	

	44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
	45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
	46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
	47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
	48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
	49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
	50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
	51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
	52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
	53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
	54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
	55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
	56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
	57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	
	58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	
	59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	
	60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	
	61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	
	62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		
	63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600		
	64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900		
	65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200		
	66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500		
	67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800		

68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				

92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800			
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000			
94		295, 900	343, 600					
95		296, 200	344, 100					
96		296, 600	344, 500					
97		296, 800	344, 700					
98		297, 100	345, 100					
99		297, 500	345, 500					
100		297, 900	345, 800					
101		298, 100	346, 100					
102		298, 400	346, 500					
103		298, 800	346, 900					
104		299, 100	347, 300					
105		299, 300	347, 800					
106		299, 600	348, 200					
107		300, 000	348, 600					
108		300, 300	349, 000					
109		300, 500	349, 500					
110		300, 900	349, 900					
111		301, 300	350, 200					
112		301, 600	350, 500					
113		301, 800	351, 000					
114		302, 000						
115		302, 300						

	116		302, 700						
	117		302, 900						
	118		303, 100						
	119		303, 400						
	120		303, 700						
	121		304, 100						
	122		304, 300						
	123		304, 600						
	124		304, 900						
	125		305, 200						
再任 用職 員		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200

備考 この表は、すべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（附則第3項において「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から、第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定は令和5年12月1日からこの条例の公布の際現に在職する職員に限り、適用する。

(給与の内扱)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

議案第1号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

- 1 名 称 電話交換システム増設事業一式
- 2 取得の目的 消防広域化により必要となる電話交換システム増設
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得価格 金 42,424,800円
- 5 取得の相手方 住 所 大阪府大阪市中央区平野町2-3-7
名 称 NTT・TCLリース株式会社 関西支店
代表者 支店長 中森 雅之

参考

入札経過

入札執行日時 令和5年12月25日(月)

(月額税抜き)

業者名	1回	備考
F L C S 株式会社	647,400	
N T T・T C リース株式会社 関西支店	642,800	落札
リコーアリース(株) 関西支社	事前辞退	
N E C キャピタルソリューション(株)	事前辞退	
富士フィルムイノベーションジャパン(株)	事前辞退	
N X・T C & ファイナンス(株) 大阪支店	事前辞退	

※入札方法：郵便入札

【月額】

税抜き金額	642,800円
消費税	<u>64,280円</u>
月額合計	707,080円

【60ヶ月合計額】

税抜き金額	38,568,000円
消費税	<u>3,856,800円</u>
取得価格	42,424,800円

議案第2号

消防功労者表彰の推薦について

次の者を当消防組合消防功労者として表彰したいので、大阪南消防組合消防功労者表彰条例第2条の規定により推薦する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 大坪教孝
生年月日 [REDACTED]
推薦理由 平成17年10月5日に柏原羽曳野藤井寺消防組合議会議員として就任して以来、監査委員、副議長、議長を歴任し、令和5年12月31日に退任するまでの通算13年11月にわたり、消防行政の増進に寄与し、その発展に尽力した功績は誠に顕著であったことによるもの。

住 所 [REDACTED]
氏 名 田辺英紀
生年月日 [REDACTED]
推薦理由 平成12年4月1日に救急業務推進審議会委員として就任して以来、令和5年3月31日に退任するまでの通算21年にわたり、救急業務の円滑な運営に寄与し、その発展に尽力した功績は誠に顕著であったことによるもの。

住 所 [REDACTED]

氏 名 藤 江 博

生年月日 [REDACTED]

推薦理由 平成 19 年 4 月 1 日に救急業務推進審議会委員として就任して以来、
令和 5 年 11 月 20 日に退任するまでの 16 年 7 月にわたり、救急業務
の円滑な運営に寄与し、その発展に尽力した功績は誠に顕著であったこ
とによるもの。

議案第3号

大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月9日提出

即日同意

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 三島 克則

生年月日

議案第4号

大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について

大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように
制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の受ける給料及び報酬は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいたものであって、かつ、職員の給与に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第19号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者（以下「常勤職員」という。）並びに会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮したものでなければならない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表に定めるところによる。

2 フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給与条例の準用)

第5条 給与条例第11条、第12条、第15条の2、第16から第20条の2まで及び第26条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準

用する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、5月31日及び11月30日（以下この条及び第13条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ規則で定める日に支給する。基準日以前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本組合を構成する市の会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。）として任用され、同日の翌日に再度フルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期を通算した期間を前項の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第6条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、5月31日及び11月30日（以下この条及び第13条の2においてこれらの日を「基準日」

という。) にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員 (任期が 6 月以上の者に限る。) に対して、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ規則で定める日に支給する。基準日以前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 100 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 7 条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第 8 条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、任期その他勤務の態様を考慮し、月額、日額又は時間額として定めるものとする。

- 2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、50 銭未満はこれを切り捨て、50 銭以上はこれを 1 円に切り上げる。以下この条において同じ。）とする。
- 3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に 12 を乗じて得た額を 1875.5 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

- 4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を1875.5で除して得た額とする。
- 5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の度その他勤務に関する条件に照らして第4条の規定を適用して得た額に、地域手当に相当する額を加算した額をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法は、月の1日からその月の末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算した額を規則で定める日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬については、常勤職員の相当する手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第8条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を、1875.5に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数で除して得た額
- (2) 基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第8条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第8条第4項の規定による基本報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第12条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、給与条例第16条に規定する祝日法による休日等又は同条に規定する年末年始の休日等である場合、有給の休暇

による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して、給与を支給する。

2　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。）」と、同条第4項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の額（日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額に基準日以前6箇月以内の期間における勤務実績により算出した1月当たりの日数又は時間数を乗じて得た額）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 第6条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。）」と、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の額（日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額に基準日以前6箇月以内の期間における勤務実績により算出した1月当たりの日数又は時間数を乗じて得た額）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第14条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、職員の旅費に関する条例（昭和41年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第38号）の適用を受ける者の例により支給する。

2 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その費用弁償として、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定める額を支給する。

(1) 紹介条例第16条の2第1項第1号に掲げる事由に該当するパートタイム会計年度任用職員

(2) 紹介条例第16条の2第1項第2号に掲げる事由に該当するパートタイム会計年度任用職員

(3) 紹介条例第16条の2第1項第3号に掲げる事由に該当するパートタイム会計年度任用職員

(休職者の給与)

第15条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(最低賃金額を下回る場合の給与)

第16条 第5条において準用する紹介条例第20条又は第11条各号の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額又は報酬額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項の規定による大阪府の地域別最低賃金の額（以下「地域別最低賃金額」という。）を下回る場合は、地域別最低賃金額を基に算出した給与を支給するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表 会計年度任用職員給料表（第4条第1項関係）

号給	職務の等級	1等級
		給料月額
1		円 1 5 0 , 1 0 0
2		1 5 1 , 2 0 0
3		1 5 2 , 4 0 0
4		1 5 3 , 5 0 0

5		1 5 4 , 6 0 0
6		1 5 5 , 7 0 0
7		1 5 6 , 8 0 0
8		1 5 7 , 9 0 0
9		1 5 8 , 9 0 0

議案第 5 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

特2等級	1 次長の職務 2 消防署長の職務 3 副理事の職務
------	----------------------------------

」

を

「

特2等級	1 次長の職務 2 消防署長の職務 3 消防指令センター長の職務 4 副理事の職務
------	--

」

に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「住居手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第27条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

第11条第1項中「当る」を「当たる」に改める。

第15条の2第2項中「100分の10」を「100分の6.9」に改める。

第15条の3を次のように改める。

(住居手当)

第15条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
- (2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

第15条の4を第15条の5とし、第15条の3の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第15条の4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居

から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第26条第2項第5号及び同条第7項を削る。

第27条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第27条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に定める。

附則に次の7項を加える。

（編入に伴う経過措置）

13 令和6年3月31日までにおける一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年富田林市条例第15号）又は一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年河内長野市条例第27号）（以下これらを「2市の条例」という。）の規定による給与については、なお2市の条例の例による。

（育児休業等の取扱い）

14 令和6年3月31日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったもの（以下「継続職員」という。）のうち、育児休業中の職員その他管理者の定める職員の昇給の取扱いについては、他の職員との権衡を失しない範囲において管理者が別に定める。

（扶養手当に関する経過措置）

15 継続職員の扶養親族で、令和6年4月1日前において2市の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、この条例の規定により届出がな

され、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

(期末手当の取扱い)

1 6 継続職員のうち、令和5年12月2日以後富田林市又は河内長野市の職員であった職員については、当該職員であった期間を本組合の職員であった期間とみなし、この条例の規定を適用する。

(地域手当に関する経過措置)

1 7 改正後の給与条例第15条の2の適用については、当分の間、同条第2項中「100分の6.9」とあるのは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 令和6年3月31日において本組合の職員であった者 100分の10

(2) 継続職員 100分の6

(勤勉手当の取扱い)

1 8 継続職員のうち、令和5年12月2日以後富田林市又は河内長野市の職員であった職員については、当該職員であった期間を本組合の職員であった期間とみなし、この条例の規定を適用する。

(その他の経過措置)

1 9 附則第14項から前項までに定めるもののほか、令和6年3月31日までに2市の条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、これらの行為に係る期間は通算する。

別表第2見出し中「(第3条第2項関係)」を「(第3条第3項関係)」に改め、同表中

「

特1等級	1 消防長の職務 2 理事の職務
特2等級	1 次長の職務 2 消防署長の職務 3 消防指令センター長の職務 4 副理事の職務

」

を

「

特1等級	1 消防長の職務 2 消防局次長の職務 3 部長の職務 4 理事の職務
特2等級	1 消防署長の職務 2 部次長の職務 3 消防指令センター長の職務 4 副理事の職務

」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年2月12日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第 6 号

大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について

大阪南消防組合の職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合の職員定数条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合の職員定数条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「265人」を「556人」に改め、同条第2項第2号中「構成市」を「関係市町村」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 号

大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について

大阪南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合火災予防条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第4章の2 消防用設備等の技術上の基準の付加基準（第34条の4～第34条の7）

第5章 避難管理（第35条～第42条の3）

第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の4・第42条の3）」を「

第5章 避難管理（第35条～第42条の2）

第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の3・第42条の4）」に改める。

第1条中「、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の付加基準について、」を削り、「、柏原市、羽曳野市、藤井寺市」を「、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村」に改める。

第17条の3中「消防長」を「消防署長（以下「署長」という。）」に改める。

第22条の2中「消防長」を「署長」に改める。

第23条第1項ただし書及び第3項第1号中「消防長」を「署長」に改め、同条第4項中「第6309号」を「第7010号」に改め、同条第5項ただし書及び第6項ただし書中「消防長」を「署長」に改める。

第29条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第29条の6中「消防長」を「署長」に改める。

第29条の7第1項中「柏原市、羽曳野市及び藤井寺市」を「富田林市、

河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村」に改める。

第34条の3中「消防長」を「署長」に改める。

第4章の2を削る。

第36条の2中「消防長」を「署長」に改める。

第42条の2を削り、第42条の3を第42条の2とし、第42条の4を第42条の3とする。

第42条の5第2項中「消防長」を「署長」に改め、同条を第42条の4とする。

第43条から第45条の2第1項までの規定中「消防長」を「署長」に改める。

第45条の3中「消防署長」を「署長」に改める。

第46条第1項、第47条並びに第47条の2第1項及び第2項中「消防長」を「署長」に改める。

附則に次の3項を加える。

6 令和6年3月31日までに、富田林市火災予防条例（昭和37年富田林市条例第10号）又は河内長野市火災予防条例（昭和37年河内長野市条例第21号）（以下これらを「2市の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 令和6年3月31日において、2市の条例及び2市の条例の一部を改正する条例の附則に置かれた経過措置に関する規定の適用を受けている法律関係は、この条例により生じたものとみなす。この場合において、これらの規定中に適用を留保し、又は除外するものとして引用されている2市の条例の規定は、この条例の相当する規定に読み替えるものとする。

8 令和6年3月31日までにした行為及び前項においてみなすこととされている場合のうちなお従前の例によることとされているものに係る令和6年4月1日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第8号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例

職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「効果に関し」を「効果について」に改める。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(編入に伴う経過措置)

2 令和6年3月31日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったものについて、同日までに、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和26年富田林市条例第27号）又は河内長野市職員分限条例（昭和29年河内長野市条例第62号）の規定により休職を命じられた職員については、この条例に規定する休職を命じられたものとみなし、その期間は通算する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額）」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

2 令和6年3月31日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったものについて、同日までに、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年富田林市条例第28号）又は職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年河内長野市条例第63号）の規定により処分を受けた職員については、それぞれこの条例に規定する処分を受けたものとみなし、その期間は通算する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 10 号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第13条第5項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

12 令和6年3月31日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったものの職員の退職手当に関する条例（昭和30年富田林市条例第1号）又は職員の退職手当に関する条例（昭和29年河内長野市条例第28号）による退職手当の算定の基礎となる勤続期間については、この条例による退職手当の算定の基礎となる勤続期間に通算する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 11 号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和41年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）」を加える。

第2条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3） 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。

（4） 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「第1項、第2項及び前2項」に改め、「受けることができる者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 職員又は職員以外の者が、組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他組合費を支弁して出張をさせる必要がある場合には、旅費を支給する。

第3条に次の2項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合

には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額) の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 8 職員が赴任した場合には、当該職員に対し、出張の例により旅費を支給する。

第6条第1項中「及び宿泊料」を「、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料」に改め、同条に次の2項を加える。

- 7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

- 8 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第22条を第24条とし、第17条から第21条までを2条ずつ繰り下げ、第16条の次に次に2条を加える。

(移転料)

第17条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に定める額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに当該扶養親族に係る宿泊料

イ 12歳未満6歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の2分の1に相当する額並びに当該扶養親族に係る宿泊料

ウ 6歳未満の者については、当該扶養親族に係る宿泊料。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号イ及びウの規定にかかわらず、12歳未満の者の航空賃の額については、その移転の際の職員相当の額を限度として、現に支払った額を支給することができる。

(4) 第1号アからウまでの規定における宿泊料の額は、職員の例による。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(編入に伴う経過措置)

2 令和6年3月31日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったものについて、同日までに、富田林市職員旅費支給条例（昭和52年富田林市条例第5号）又は河内長野市職員等の旅費に関する条例（平成2年河内長野市条例第8号）（以下これらを「2市の条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた旅費については、なお2市の条例の例による。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第17条関係）

（1）移転料

区分	鉄道 50km 未満	鉄道 50km 以上 100km 未満	鉄道 100km 以上 300km 未満	鉄道 300km 以上 500km 未満	鉄道 500km 以上 1,000km 未満	鉄道 1,000km 以上 1,500km 未満	鉄道 1,500km 以上 2,000km 未満	鉄道 2,000km 以上
移転料	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

職員の定年等に関する条例の一部改正について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和 59 年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「市」を「市町村」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（編入に伴う経過措置）

5 令和 6 年 3 月 31 日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったものについて、同日までに、富田林市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年富田林市条例第 15 号）又は職員の定年等に関する条例（昭和 59 年河内長野市条例第 24 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第13号

消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正について

消防職員賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

消防職員賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例

消防職員賞じゅつ金支給条例（昭和61年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「その額は、別表第4に定めるとおりとし、」を「その額は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第5条に該当するものについては別表第4に定める額とし、その他のものについては同表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

2 令和6年3月31日までにおける富田林市消防職員等賞じゅつ金支給条例（昭和44年富田林市条例第11号）又は河内長野市消防賞じゅつ金条例（昭和61年河内長野市条例第22号）（以下これらを「2市の条例」という。）の規定による賞じゅつ金又は賞じゅつ金については、なお2市の条例の例による。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条第1項第4号関係）

傷害者賞じゅつ金

傷害の程度（休業日数）	支給額
7日以上の休業した日数	1日につき3,400円 ただし435,000円を限度とする。

備考

- 1 傷害の程度は、管理者の裁定に従うものとする。
- 2 災害防除活動中他動的原因により負傷した者については、100分の100を加算する。
- 3 災害防除活動中過失により負傷したもの及び出動途上において負傷したものについては、100分の50を加算する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第14号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「第22条第1項」の次に「又は大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年大阪南消防組合条例第 号）第6条第1項（第13条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第23条第1項」の次に「又は大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条の2第1項（第13条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

第8条中「（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」を加える。

第10条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）に係る前項の規定については、同項中「職員の給与に関する条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条において準用する職員の給与に関する条例第16条の規定及び第12条」と、「同条例第20条」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条において準用する職員の給与に関する条例第16条の規定及び第11条」とする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

2 令和6年3月31日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったものについて、同日までに、富田林市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富田林市条例第13号）又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年河内長野市条例第7号）の規定によりなされた承認、手続その他の行為は、それぞれこの

条例の相当規定によりなされたものとみなし、育児休業等の期間は通算する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 15 号

監査委員に関する条例の一部改正について

監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

監査委員に関する条例の一部を改正する条例

監査委員に関する条例（平成4年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「総務課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部
改正について

大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成6年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（消防本部の名称及び位置）

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 大阪南消防局

（2）位置 藤井寺市青山3丁目613番地の8

（消防署の名称、位置及び管轄区域）

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
柏羽藤消防署	藤井寺市青山3丁目613番地の8	柏原市、羽曳野市及び藤井寺市全域
富田林消防署	富田林市甲田一丁目7番1号	富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村全域
河内長野消防署	河内長野市小山田町1663番地の3	河内長野市全域

第5条を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 17 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（編入に伴う経過措置）

第3条 令和6年3月31日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったもの（以下「継続職員」という。）について、同日までに、富田林市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和53年富田林市条例第18号）又は河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成2年河内長野市条例第17号）（以下これらを「2市の条例」という。）の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、病気休暇及び介護休暇の期間並びに特別休暇のうち期間の定めのあるものに係る期間は通算する。

2 継続職員に対し令和6年4月1日に与えられる年次有給休暇の日数については、この条例の規定にかかわらず、2市の条例の規定による年次休暇の残日数とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第　　号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する
条例

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成10年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

2 令和6年3月31日までに、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年富田林市条例第7号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年河内長野市条例第4号）（河内長野市消防本部に関する部分に限る。）、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年太子町条例第145号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年河南町条例第10号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）又は財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年千早赤阪村条例第15号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）の規定によりなされた財産の貸付けに関する契約は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

大阪南消防組合手数料条例の一部改正について

大阪南消防組合手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合手数料条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合手数料条例（平成12年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 許可書再交付 1通につき300円

(3) 完成検査済証（タンク検査済証（正）を含む。）再交付 1通につき300円

(4) タンク検査済証（副）プレート再交付 1部につき600円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

2 令和6年3月31日までに、富田林市消防手数料条例（平成24年富田林市条例第32号）又は河内長野市消防手数料徴収条例（平成12年河内長野市条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1第7項中

「

7	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所
---	--	------------

」

を

「

7	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）
---	--	----------------------------------

」

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条第2項関係）

種別		検査手数料	
少量危 険物貯 蔵取扱 所のタ ンク及 び指定 可燃物 貯蔵取 扱所の タンク	大阪南消防組合火災予防条例((昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第7号)以下この表において「条例」という。)第47条に規定する水張検査	容量1万リットル以下のタンク 容量1万リットルを超える100万リットル以下のタンク 容量100万リットルを超える200万リットル以下のタンク 容量200万リットルを超えるタンク	1件 6,000円 1件 11,000円 1件 15,000円 15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
条例第47条に規定する水圧検査	容量600リットル以下のタンク	1件 6,000円	
	容量600リットルを超える1万リットル	1件 11,000円	

	以下のタンク	
	容量1万リットルを 超え2万リットル以 下のタンク	1件 15,000円
	容量2万リットルを 超えるタンク	15,000円に1万リッ トル又は1万リットルに 満たない端数を増すごと に4,400円を加えた額

別表第4第1項区分の欄ア中「イに掲げる者」を「移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるよう設計したもの）」のみを使用して高圧ガスの製造をする者」に改め、同欄イ中「移動式製造設備」の次に「（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるよう設計したもの）」を、「するもの」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円）」を加え、同表第2項区分の欄ア中「イに掲げる者」を「移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者」に改め、同表第5項金額の欄中「（昭和42年法律第149号）」を削り、同表第7項区分の欄ア中「イに掲げる者」を「移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者」に改め、同表第8項及び第9項を削り、同表第10項事務の種類の欄中「政令第18条第2項第8号の規定に基づく法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査」を「法第50条第3項の規定に基づく容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査」に改め、同項を同表第8項とし、同表第11項事務の種類の欄中「政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等」を「法第54条第2項の規定に基づく容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等」に改め、同項を同表第9項とする。

別表第5第3項事務の種類の欄中「登録簿の閲覧」を「登録簿を閲覧」

に改め、同表第4項金額の欄中「6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額に34,000円を加算した金額」を「34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額」に改め、同表第5項事務の種類の欄中「第29条第1項」を「第32条第1項」に、同項金額の欄中「6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額に14,000円を加算した金額」を「14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額」に改め、同表第6項金額の欄中「6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額に20,000円を加算した金額」を「20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額」に改め、同表第10項金額の欄中「を加算した金額」を「との合計額」に改め、同表第11項事務の種類の欄中「の設置」を「による液化石油ガスの充てん」に改め、同表第12項事務の種類の欄中「法第37条の2第1項」を「同法第37条の2第1項」に改め、同表第13項事務の種類の欄中「法第37条の3第1項」を「同法第37条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 20 号

大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について

大阪南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合行政手続条例（平成14年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

- 4 令和6年3月31日までに、富田林市行政手続条例（平成13年富田林市条例第9号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）又は河内長野市行政手続条例（平成10年河内長野市条例第26号）（河内長野市消防本部に関する部分に限る。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 21 号

大阪南消防組合情報公開条例の一部改正について

大阪南消防組合情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合情報公開条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合情報公開条例（平成14年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

- 4 令和6年3月31日までに、富田林市情報公開条例（平成11年富田林市条例第24号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）又は河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号）（河内長野市消防本部に関する部分に限る。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部改正について

大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月9日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合行政財産使用料条例（平成27年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表に定める」を「富田林市の区域にあっては富田林市道路占用料条例（昭和55年富田林市条例第15号）の規定を準用し、河内長野市の区域にあっては河内長野市道路占用料徴収条例（昭和29年河内長野市条例第56号）の規定を準用し、柏原市の区域にあって柏原市道路占用料条例（昭和33年柏原市条例第23号）の規定を準用し、羽曳野市の区域にあっては羽曳野市道路占用料徴収条例（昭和33年羽曳野市条例第100号）の規定を準用し、藤井寺市の区域にあっては藤井寺市道路占用料条例（昭和34年藤井寺市条例第38号）の規定を準用し、太子町の区域にあっては太子町道路占用料徴収に関する条例（昭和50年太子町条例第18号）の規定を準用し、河南町の区域にあっては河南町道路占用料徴収条例（昭和48年河南町条例第26号）の規定を準用し、千早赤阪村の区域にあっては千早赤阪村道路占用料徴収条例（昭和48年千早赤阪村条例第26号）の規定を準用する」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（編入に伴う経過措置）

- 2 令和6年3月31日までに、富田林市行政財産使用料条例（平成25年富田林市条例第27号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）、河内長野市行政財産使用料条例（昭和58年河内長野市条例第15号）（河内長野市消防本部に関する部分に限る。）（以下「河内長野市条例」という。）、行政財産使用料条例（昭和57年太子町条例第11号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）（以下「太子町条例」という。）、河南町行政財産使用料条例（昭和54年河南町条例第8号）（富田林市消防本部に関する部分に限る。）（以下「河南町条例」という。）又は千早赤阪村行政財産使用料徴収条例（昭和59年千早赤阪村条例第7号）

(富田林市消防本部に関する部分に限る。) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 令和 6 年 3 月 31 日までにした河内長野市条例、太子町条例又は河南町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお河内長野市条例、太子町条例又は河南町条例の例による。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部改正について

大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合行政不服審査会条例（平成28年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 25 号

大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について

大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合消防功労者表彰条例（令和2年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(編入に伴う経過措置)

2 第2条第1号に規定する在職年数は、令和6年3月31日において富田林市又は河内長野市の職員であった者で引き続き本組合の職員となったものについては、富田林市又は河内長野市における相当職の在職期間を通算する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 26 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第11条第1項中「組織する市」を「組織する市町村」に、「組合市」を「関係市町村」に改め、同条第2項中「組合市」を「関係市町村」に改める。

附則第13条第1項及び第2項中「組合市」を「関係市町村」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正
について

大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改
正する条例

大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年柏原
羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（編入に伴う経過措置）

9 令和6年3月31日までに、富田林市個人情報の保護に関する法律
施行条例（令和4年富田林市条例第31号）（富田林市消防本部に
関する部分に限る。）又は河内長野市個人情報の保護に関する法律の
施行に
関する条例（令和4年河内長野市条例第27号）（河内長野市消防本部
に
関する部分に限る。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為
は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。